

子育て応援給付金を支給します

子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、「子育て応援給付金」を支給します。給付金の支給を受けるためには面談と、申請書・アンケートの提出が必要となります。

対象者

次の(1)～(4)のすべてに当てはまる方

- (1) 海老名市に住民票がある方
- (2) 令和5年2月1日から**令和7年3月31日まで**に出生した子どもを養育する方
- (3) 新生児訪問時にアンケートに回答し、海老名市の面談を受けた方
※里帰り先の市町村で新生児訪問を受けた方も対象
- (4) 他の自治体で子育て応援給付金（現金やクーポン等）の支給を受けていない方

支給額

子ども1人につき5万円

※多胎出産の場合は、生まれた子どもの人数×5万円となります。

支給までの流れ

- ① 新生児訪問時にアンケートを提出し、助産師との面談を受けます。
 - ② 申請書と必要書類を提出します。
 - ③ 申請後、支給決定通知が発送され、1～2か月で指定口座に振り込まれます。
- ※ 申請には、**本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）**・**振込口座がわかるもの（通帳やキャッシュカード）**を用意してください。

申請期限

新生児訪問時などの面談後から対象児童が生後4カ月になった日の属する月の末日まで

※ やむを得ない特別な事情により申請ができない場合はお問合せください。

お問い合わせ先

こども育成課 こども健康係

TEL: 046-235-7885



はまなま-むらさき-のり
えびな